

「くるみん認定」を目指しませんか

今なら社会保険労務士が**無料**でお手伝いします！

「くるみん認定」とは？

「くるみん認定」は、仕事と育児を両立できる勤務制度について一定の基準を満たした企業に対して厚生労働大臣が認定する「子育てサポート企業」の証しです。

「くるみん認定」を取得するためには、次世代育成支援対策推進法上の「**一般事業主行動計画**」で**一定の基準以上の目標設定とその達成が必要**です。

本事業で社会保険労務士ができること

- ★ くるみん認定の申請に必要な書類作成を支援します
- ★ 自社がくるみん認定基準を満たしているか確認します
- ★ 自社の一般事業主行動計画の策定・改定を支援します

種別	主な要件
 プラチナくるみん	男性の育休取得率 30%以上、女性の産 後在職率90%以上等
 くるみん	男性の育休取得率 10%以上等
 トライくるみん	男性の育休取得率 7%以上等

※ 不妊治療と仕事の両立環境を整えると「プラス」認定を取得可能。

「くるみん認定」のメリット



全国に子育てサポート企業
としてPRするチャンス！

1 企業イメージの向上・人材確保に効果的です

くるみんマークを求人サイトや広告等に掲載することで、子育て支援に積極的で長く働きやすい環境が整備されている企業として、学生や求職者、顧客等に広くPRでき、優秀な若い人材の確保・定着に効果が期待できます。

2 「くるみん助成金」を受けられます

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業は、「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」で生活と仕事の両立が図られるために必要な雇用環境整備に係る経費の助成を受けられます。

3 公共調達における加点評価を受けられます

総合評価方式やプロポーザルによる公共調達で、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業は加点評価を受けることができます。県の公共工事の入札でも経営事項審査の加点要件となっています。

子育てしやすい職場は男女ともに人気です！



実施期間

令和7年4月から令和8年3月19日(木)まで

募集期限

令和8年3月16日(月)

限定15社

※期限間際のお申込みの場合は、ご希望の支援内容に沿えないことがありますので、お早めにお申し込みください。

ステップ

1

申込み



とっとり電子申請サービスで、企業名、代表者、担当者、支援を受けたい内容等を入力してお申込みください⇒⇒⇒



ステップ

2

専門家の
選定



本業務の受託者（鳥取県社会保険労務士会）が、派遣する社会保険労務士の選定を行います。

ステップ

3

専門家の
無料支援



申込企業の取組状況に応じて一般事業主行動計画の策定や情報提供を行います。（5回程度まで）

※ 専門家にお支払いする謝金、旅費等は県が負担します。